

平成 25 年第 2 回定例会 文教常任委員会

平成 25 年 6 月 24 日

高橋（稔）委員

それでは、まず、今日御説明いただきました報告資料の中で、神奈川の教育を考える調査会の中にもありました高校教育につきまして、経済的、学力的に課題のある子供たちへの支援ということが意見としても出されておりましたが、それらを踏まえまして、教育委員会点検評価の中の 47 ページにもあります奨学金制度について、まず冒頭伺っておきたいと思います。

まず、奨学金制度、もう周知のことです。これまで制度拡充ということも十分承知しているところではありますが、まずどのように周知方法を確定してきたか、確認の意味で伺っておきたいと思います。

教育局財務課長

周知につきましては、まず大きく進学予定者の方々に対しましては、県内の公立中学校 3 年生全員に対しまして、毎年 7 月頃に配布いたします入学者選抜実施案内に制度を掲載し、周知をしております。

さらに、秋頃に配布いたします志願のてびきにも奨学金の案内を掲載させていただいております。

大学生に対しましては、制度の案内のチラシ、募集要項を作りますので、これを配布しますし、奨学生の手引を作成して、各高等学校を通じて周知いたします。

また、当然、県のホームページにも掲載しておりますし、県のたよりにおいて、12 月号には予約採用についての御案内をして、4 月号には在学採用についての御案内、こういう形で年間を通して周知しております。

高橋（稔）委員

十分な周知、拡充していくことが奨学金制度の活用率を上げるためにも大事なことでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

過日も、全公立展ですか、神奈川の高校展、これにおいても、そういった部分でも御案内をしていただいたかと思いますが、やはりきめ細やかな制度を有効活用していただくべく、周知徹底をお願いしておきたいと思います。

この奨学金制度は、平成 21 年度から、たしか国の緊急経済対策に伴いまして、臨時特例交付金が交付されて、この交付金を活用して制度拡充ということだと思いますが、具体的にどのような措置をとったのか、伺っておきます。

教育局財務課長

国が、緊急経済対策として臨時特例交付金を交付しまして、大きく 2 点、措置を行っております。平成 21 年度から平成 26 年度までの時限措置といたしまして、成績要件の緩和と募集人員の拡大、この 2 点でございます。

1 点目の成績要件の緩和でございますが、具体的には、平成 21 年度から、成績要件を進級、卒業の見込みがある学校長が推薦する者に緩和しております。それ

以前は、高校2年生と3年生に対しまして、成績要件を導入しておりまして、前年度の全必修科目の評価、評定の平均値が3.0以上という方を対象としていたということでございます。

2点目の募集人数の拡大につきましては、平成21年度から予算を増額して対応しておりまして、今年度の募集人数が5,400人程度ということでございますので、交付金活用前の平成20年度と比べますと、約1,400人程度拡大して募集させていただいているということでございます。

高橋（稔）委員

47ページを見ますと、つぶさに、真ん中に奨学金貸付の推移の表がございまして、今お答えいただいた平成20年度から平成24年度の実数を見ますと、貸付状況がかなり大幅に伸びている。

気になるのが、貸付金額も、14億3,000万円から20億8,000万円ということで、大変貸付金額の大きな伸びがあるわけですが、中身は一般財源、返還金等、国からの交付金となっておりますが、今、申し上げました交付金の額ではとても足りないわけですが、これらを踏まえますと、しっかり国への対応も強力に促していかなくちゃいけないということになると思っておりますが、具体的にどのように働き掛けておられるのか、確認をしておきます。

教育局財務課長

本県としては、昨年の例で申し上げますと、4月に教育長名で奨学金事務に関する要望書を出しております。8月には、国の施策・制度・予算に関する提案を提出しているということでございます。

それに加えまして、昨年度12月に交付金が不足するなど、本県と同じような状態にあります他の23府県と共同して国に要望活動を行わせていただいております。

本年度につきましても、現時点で正規募集の採用人数が、5,000人を超える規模は持っていますので、奨学金希望者が、減少していないという現状がございまして、今年度につきましても、国に強い要望を続けていきたいというふうに思っております。

高橋（稔）委員

私どもは、与党でありますので、国においても取り組んでいくように、しっかり促していきたいなと思っておりますが、先ほど平成22年度の新入生から予約採用というようにお話だったかと思いますが、どのような申込者の推移か、確認させていただきます。

教育局財務課長

予約採用につきましては、中学3年生、在学中に新年度の奨学生を選考する制度ということになります。平成22年度の新入生からということでございますが、平成22年度の申込者数で申し上げますと1,130人、その後、23年度が759人、平成24年度が811人、今年度につきましても1,000人を超えまして1,121人という形で推移しています。

高橋（稔）委員

予約採用ということ、これも、公立高校において、きめ細やかなこういったことをやっていただくと、日本経済再生の正念場をこれから迎えていくわけですが、高校進学して、自分の人生を切り開いていく上では、大事な施策だというふうに認識いたしますので、一層の予約採用の充実をお願いしていきたいと思っております。

そこで、昨年、本会議で私どもの会派の渡辺議員から4月以前の奨学金の必要性について質問させていただきました。従来ですと、4月入学以後に貸付が具体化に始まるわけですが、入学前に諸経費がかかるわけですし、そういった意味で、4月以前に奨学金が必要だという御家庭もあろうかというふうに思った上での渡辺議員の質問だったわけですが、その後、検討状況についてどのようなになっているか、確認させていただきます。

教育局財務課長

具体的には、3月中に前倒しで貸し付ける、制度改善を検討しておりますが、現在、教育局では、前年度に翌年度の貸付分の一部を前倒しして、貸付を決定して、3月中に支払いまで終わらせるというような事務処理を想定しております。

ただし、このような事務処理を行うためには、現在の奨学金の貸付条例が高校に在学する生徒を対象にしておりますので、中学3年生ということになりますと、そのための改正が当然必要になります。

また、貸付期間が通常1年間という形でお貸ししますと、それを前年度に翌年度分の貸付決定ですとなると、債務負担行為の設定等が必要になってくる。また、3月中に振り込みまで完了させようとするすると、合格決定から事務処理期間が非常に短い中で作業しなければならないということも含めまして、事前に調整していくべき事項がかなりあるというふうに思っております。

ただ、このような課題はございますが、奨学金を希望する方のためにも、制度の改善努力というのは当然必要だというふうに認識しております。どのような形であれば、混乱なく実質的に前倒しで3月中に貸付が可能となるかということについて、実務的にきちんと詰めたいというふうに考えております。

高橋（稔）委員

前向きな御答弁で、実務的にしっかり詰めていかれるということですので、意を強くしております。早期に実現できるようにお願いしたいと思います。

今、条例改正ですとか債務負担行為の設定ですとか、合格発表から貸付までの日数が短期間であると、いろいろ理由を言われましたが、システム的に是非変更して実現をお願いしておきたいと思っております。

奨学金の返還免除という制度もありまして、しっかり学んで、そして様々な条件の下に、奨学金を返還することが免除されるという方もいらっしゃるわけですよ。これはこれで、大事なことだというふうに思いますが、学んで、しっかり例えば免除職というのがありますね、介護福祉士ですとか保健師さんですとか、それから成績免除要件とか、そういったことであるわけですが、これは卒業してからの話です。入る前に、県立高校、公立高校に入りやすい仕組みということ

考えていただくのが大事な。したがいまして、くどいようですが、中学3年生段階、つまり4月以前の貸付制度の早期実現ということ強く要望させていただきます。

それでは、まなびや計画について伺っておきたいと思います。

先ほど相原高校について報告がありました。この相原高校につきまして、まなびや計画との兼ね合いはどのようになっているのか、伺っておきたいと思います。

まなびや計画推進課長

まなびや計画は、常時、生徒がいる校舎棟を中心にして、耐震性能が特に弱くて、大規模な補強、建て替えを必要とする建物46校、97棟を対象にして、修理の工事を行うこととしておりますが、相原高校もその対象に入っております。

高橋（稔）委員

先ほど自民党の質問を聞いていまして、いよいよ今秋の発表を受けて移転かなということで、教育委員会としては、その方向を是認したということで承知しているわけですが、もう少し具体的に河本委員に続いて伺っておきたいと思いますが、今秋の職業能力開発総合大学校相模原キャンパスに、教育委員会として判断として検討した結果、おおむね妥当ということなんですが、もう少し具体的に伺っておきたいと思います。

今週、結論が出て、そしてJR東海から駅の位置決定がされたということになりますと、もう少し具体的な日程等を確認しておきたくなってしまったのですが、これを受けますと、今週、出ることに間違いはないということになりますと、教育委員会としては、土地取得に向けて、そんなにゆっくり構えておくことはできないですよ。JR東海がここで駅の位置決定をしたということになりますと、これを受けて教育委員会としてどういうふうな動きになるかということが気になるんですが、どのように動くんでしょうか。

まなびや計画推進課長

この秋に、JR東海が、正式に駅の位置を決定して初めて、相原高校の移転の原因が発生するという理解でございます。したがいまして、この秋以降の動きといたしましては、当然まず土地を取得するという動きが発生いたしますが、土地の取得に関しては、県土整備局が中心となって、今、事務的な調整を進めていると承知しております。

ですので、予算計上そのものは、教育局の方で恐らく計上することになるのではないかと思います。具体的に幾ら計上すべきか、そういった事務的な調整は県土整備局が行う、そういう理解でございます。

したがいまして、順調に進めば、来年度予算に向けて、土地の購入について予算計上する。同時に、今、仮設校舎を利用している相原高校でございますので、設計についても、来年度予算で計上していく方向で、予算調整をしていくことになると想定しているところでございます。

高橋（稔）委員

先ほど河本委員の質問で、設計で2年、工事で2年という大まかなタイムスケ

スケジュールを述べられましたが、今の御答弁を考え合わせますと、平成 26 年度予算で土地取得及び設計というふうになってくると、4 年足していくとおのずと見えてくるんですが、平成 26 年から、平成 27 年、平成 28 年、平成 29 年、その辺のもう少し具体のスケジュール感を述べていただけますか。

まなびや計画推進課長

ただいまのスケジュールで申しますと、先ほども御答弁したとおり、設計 2 年、工事 2 年ということですので、平成 26 年から着手しますと、平成 26 年、平成 27 年、平成 28 年、平成 29 年ということになります。したがって、まなびや計画が、もともと平成 28 年度末までに対応するという計画でございますが、今回、御報告させていただいた相原高校については、リニア中央新幹線の新駅という特殊な要因があるものということで、結果的には、1 年間、出っ張る形になりますが、私どもとしては、駅の正式位置が決定次第、今のような想定スケジュールで着実に早期に進めてまいりたいと考えております。

高橋（稔）委員

今そういうことで、まなびや計画との整合性を伺ったわけですが、まなびや計画の中身に入っていきたいと思いますが、要大規模補強計画、これはまなびや計画期間の平成 28 年度末に全て完了するというところでよろしいですか。

まなびや計画推進課長

公表いたしました 97 棟につきましては、この 4 月当初で 61 棟が対応済みでございます。その進捗率は 62.9%で、今年度につきましても、新たに 11 棟が対応済みに加わりますので、平成 25 年度末の予定では、進捗率 76.3%、残り 25 棟ということでございますが、この中には相原高校も入っておりますので、私どもとしては、相原高校以外の予定校につきましては、おおむね設計に、今、順調に入っておりますので、相原高校以外の部分については、平成 28 年度末、完成に向けて努力をする、そういう気持ちで今やっているところでございます。

高橋（稔）委員

教育委員会で、かなり大きな土地取得額になると思うんですが、まなびや計画の予算計上と相原高校の土地取得の予算計上の相関が気になるところですが、願わくば新しい職業能力開発総合大学校の土地取得代金が低廉であればあるほど、教育委員会としては非常に良いかなと、こういうふうになると思うんですが、これがなかなか大変な額になってくると、まなびや計画に影響しないかなと、こんなふうを考えるんですが、どういうふうにお考えですか。

まなびや計画推進課長

まなびや計画そのものは、平成 19 年度から 10 年間かけて 1,000 億円の投資をして、教育環境を整備すると、そういった発想で始まった計画でございます。平成 20 年に、中国の大地震ですとか、そういったことで学校施設が崩れて、これは危険であるということで、今は、要大規模補強、そこに特化した形にはなっておりますが、今回の相原高校の件につきましては、この土地取得は、正にリニア中央新幹線という完全に別の要因が発生原因ですので、もともと予定していた 10 年間、

1,000億円の中に土地取得という考え方を入れるのか入れないのかという整理からしますと、これは、他で考えないことには、他の改修要素を圧迫するという考えを、私は持っております。

なお、相原高校につきましては、現在の土地の利活用につきまして、先ほどの御答弁の中でも、今後、相模原のまちづくりという中で、県土整備局が中心になって調整をするということでございますので、単純に相原高校が移転をするということだけであれば、駅前のところから遠くのところということですので、恐らくペイできるという言い方になると思うんですが、今後の土地活用の仕方によりますので、私どもは、10年間、1,000億円の中に土地取得経費を含めるという考え方はちょっと度外視したいなという気持ちでおります。

高橋（稔）委員

是非これは、国に働き掛けてしっかり、今、ペイできるとおっしゃいましたが、確かに駅前の土地とこのキャンパスを比べれば、こっちの方が地価は安いでしょうから、十分ペイできるという発想なんだろうが、財政状況が厳しき折ですから、しっかり国とも連携をとって、低廉な価格で取得できるように、私どもも尽力してまいりたいなというふうに思っているところです。

そこで、今、要大規模補強のことについては、進捗率は伺ったんですが、一方で要小規模補強への対応、これは現時点でどうなっているのか、確認させていただきます。

まなびや計画推進課長

現在のまなびや計画は、要大規模補強に特化しているという形でございます。たまたま要大規模補強する学校の一部の棟が要小規模であった、こういった場合には、要小規模も一緒に改修しているということはありますが、直接、要小規模にターゲットを絞っているということはありません。

したがって、まなびや計画が終了する平成28年度末の段階にあっても、200棟以上の要小規模補強の必要棟が残るという見込みでおります。

高橋（稔）委員

小規模補強についても大変多くの棟数が残っているわけですから、これについても遺漏のないようにきちんと取り組んでいただきたいと思います。併せて大きな課題として、老朽化対策、これもあると思います。かなり老朽化している特別支援学校等も散見されるわけですが、県立高校においても同様に築年数の経過状況が気になるところであります。

まず、県立高校の築年数の状況について確認をさせていただきます。

まなびや計画推進課長

県立高校におきましては、昭和40年代後半から60年代前半まで続きました学校計画によりまして設置されたことが多いということもありまして、建築後30年以上経過する学校は現時点で全体の79%、さらに40年以上ということに限定いたしますと全体の35%という見込みになってございます。

高橋（稔）委員

かなり経過年数を経て老朽化しているということで、いろいろな県民の皆さんからの要望も上がってきております。やはり学びの環境を整えていくというのも、そこでしっかり学んでいく上では大事なことかなと。環境に負けてはならないという言葉はありますが、やはり環境も整えながら、しっかりした学ぶ風土をつくっていく、こういうことも一方で大事なことかなというふうに考えるところでもあります。

そこで、要小規模補強と、今、伺いました老朽化対策は、今後のまなびや計画の中心的な課題になると思いますが、どのように考えておられるのか、確認しておきます。

まなびや計画推進課長

現在のまなびや計画は要大規模補強への対応ということを中心に行っておりますので、今後は委員御指摘のとおり、要小規模補強への対応と老朽化対策、これが中心になることは御指摘のとおりと考えておまして、今後、本格的に検討を開始してまいりたいと思っております。

具体的には、これまで耐震診断結果に基づく施設の状況把握、こういったものが今年度ででき上がる形になります。先ほど答弁いたしました築年数なども考慮に入れながら、優先度の検討などの準備作業に入りたいと考えております。

高橋（稔）委員

非構造部材、県の施策でありますエネルギー政策との兼ね合わせ、これらについてどういうふうに御見解をお持ちなのか、確認しておきます。

まなびや計画推進課長

非構造部材についても、既に点検の実施率ということでは、高校も特別支援学校も100%でございます。そうした中で、耐震対策の実施率という点でも、非構造部材につきましては、全国でも本県は比較的上位にはございますが、地震の被害という意味では、建築く体以外にも、非構造部材の影響というのも十分に考えられますので、今後とも引き続き着実に対応してまいります。

また、太陽光発電ですが、特に、今後、相原高校をはじめとして、施設の改築等を予定しているところについては、維持運営費の削減と同時に自然エネルギーの利用ということも含めまして、そういった利用できるもの、県としての大きな政策の一つの柱でもございますので、物理的に設置可能ということであれば、これをなるべく利用する方法で検討してまいりたいと考えております。

高橋（稔）委員

この項の質問の最後ですが、まなびや計画は平成28年度で終了ということになりますと、平成25年、平成26年、平成27年、この3箇年が、次なる計画に向けて、大事な期間になってくるかなと思うんですが、このポストまなびや計画の策定に向けての大まかなスケジュールはどんなふうに考え合わせていけばいいのでしょうか。

まなびや計画推進課長

ポストまなびや計画という計画そのものをつくるかどうかということも、これからの検討にはなりますが、まなびや計画が終了した後は、要小規模、老朽化対策に中心は当てざるを得ないというような環境でございますので、切れ目のない工事というのが、当然、求められるところでございます。平成 28 年度から慌てて計画をつくったとしましても、設計の期間がありますので、空白の期間がないように考えますと、平成 29 年度から速やかに工事に着手できるということは、ある程度の設計期間を見込んだ上で、ポストまなびや計画という名前の計画をつくるのかどうかも含めて検討に入らなければいけません。

そういう意味では、先ほど御答弁申し上げましたが、建築基準法第 12 条に基づく外部専門機関の定期点検というのを 3 年に一遍することになりまして、本県では 3 年ワンクールで施設を全部見ております。これが、今年度で見終わりますので、結果が出てまいりますから、そういったものを材料にして、老朽化、築年数の状況も踏まえながら、優先度を見極める、そういった準備作業を着実に進めてまいり、庁内的な合意を今後図っていく、そういうステップに立っていこうかなと考えております。

高橋（稔）委員

四川の大地震を踏まえて、このまなびや計画の一層の促進ということで理解しているところですが、やはり大地震の切迫性が指摘されている中で、まなびや計画のそういう部分、必要なところはしっかり取り組んでいくということを強く要望しておきたいと思えます。

あわせて、県立高校もさることながら、保土ヶ谷養護学校とかは、私の見ただ目では随分老朽化しているんじゃないかなと、個別に保土ヶ谷養護学校だけクローズアップして何なんです、特別支援学校、養護学校につきましてもしっかりと対応策は考えていただくことを強く要望しておきたいと思えます。

ポストまなびや計画はしっかり策定していただくことを要望しておきたいと思えます。

それでは、学校評価について何点か伺っておきたいと思えます。

先ほど他の委員からも指摘が出ておりました。それでは、学校評価の中で、学校関係者評価としてどのような評価の指摘が上がっているのか、具体的に伺っておきたいと思えます。

高校教育企画課長

学校関係者評価は、保護者、学校評議員、地域住民、大学や専門学校など、高校生が進学する先の学校の教職員、その他の学校関係者などにより構成されている学校関係者評価委員会が、教育活動の観察や意見交換等を通じて、校内評価の結果について評価することを基本として行うものでございます。

校内評価、それから学校関係者評価を合わせて、最適な学校評価を行い、教育活動その他学校運営全般に関する活動の改善に役立てているものでございます。

学校関係者評価における評価の範囲は学校運営全般に及びます。そうした中で、教育活動に関しての意見といたしましては、生徒による事業評価等を活用し、よ

り効果的な授業を実施してほしい、授業改善に一層ICTを活用してほしい、生徒の好奇心を刺激し、興味をそそる授業を行ってほしいというような意見も頂いているところです。

また、学校運営に関しましては、校内での挨拶、服装等、マナーは良い方向に向かっているという御意見、あるいは近隣の中学校と連携をして、さらに効果を上げるべきであるという御意見、そういった御意見の他、生徒をボランティア活動に取り組みせるといった支援が必要であるといった御意見など、学校により様々でございますが、学校の年間を通じた生徒支援の成果について、一定の理解を示していただきながら、さらなる改善の御指摘を頂いたりしているところでございます。

このような学校関係者評価での意見等を踏まえ、各学校において改善に向けた検討と取組の推進を図っているところでございます。

特別支援教育課長

特別支援学校では、学校関係者として、保護者、地域住民、学校評議員等から評価を頂いているところでございます。

特別支援学校は、小学生の年代から高校生の年代まで、幅広い児童生徒が在籍している状況がございますので、評価に当たって、それぞれの年代に合わせた評価項目を設けて、評価を頂いているところでございます。

そうした中で、特に保護者の評価においては、入学間もない小学部の児童の保護者からは、教育的なニーズに応じた指導の充実といったような御意見が多く出されます。また、卒業間際の高等部の保護者からは、卒業後の進路に関わる御指摘を多く頂いているところでございます。

一方、学校評議員等からは、専門性あるいは防災対策の充実など、学校を取り巻く社会変化に関係した指摘、人材育成だとか授業改善、そういった視点での評価を多く頂いているところでございます。

高橋（稔）委員

様々な評価を頂いているわけですが、やはりそのような評価を頂いて、具体的にどう実践するかということが問われてくるわけですが、これまで学校評価の取組によって学校づくりや学校改善に反映された具体的な事例があれば、この際、伺っておきたいと思えます。

高校教育企画課長

学校評価の取組により、学校運営が改善された具体的な事例を三つ御紹介させていただきます。

まず、教科指導についてでございます。授業改善に関して指摘を受けたある高校では、校内研修の会であるとか研究授業の開催とか、そういったことで取組が促進された結果、組織的、継続的な取組に結び付けることができたという事例がございました。

また、教科外指導におきましては、集団や社会の一員としての自覚に基づいて規律ある学校生活を送れるような生徒支援体制の充実を図るよう、指摘を受けた

高校では、生徒の主体的な活動を支援するとともに、部活動に多くの生徒が、興味、関心を持ち、活動が活性化できるよう、生徒支援の体制を整備するなど、改善に向けた取組を進めましたところ、部活動だけでなく学校行事における生徒の取組が活発になり、生徒の自主自立性が高まったというような状況も見られています。

さらに、防災訓練の改善について指摘を受けた学校におきましては、自治体等と防災協定を結び、災害時における協力体制を整備するなど、学校、地域、家庭の連携による防災体制の充実とともに、生徒に対して安全教育の充実を図ることができた、こんな例を承知しております。

特別支援教育課長

特別支援学校では、教育の内容の充実を求める御意見等は受けて、個別教育計画に対する実施の仕方で、特に実態把握の部分で客観的なアセスメントを用いるようにするなどの改善はすることで、子供の状況の分析だとか考察の精度が上がり、結果として授業が、効果的な改善が図られたというようなことが例としてございます。

また、教育環境の整備に対する御意見も頂き、そういった部分では、保護者と協力をしながら、校内の美化活動に取り組むといったような例がございます。

さらには、進路に関する御意見等を頂く中で、進路関係の情報の提供の仕方を障害に合わせた形あるいは市町村ごとに整理して提供するなどの方法によって、保護者に分かりやすい提供に努めたり、あるいは進路先の見学場所の選定だとか回数だとかといった改善に生かされている例もございます。

高橋（稔）委員

先ほど来、他の委員も伺っておりましたので、ここで、体罰、いじめについて何点か伺っていきたいと思っておりますが、今御説明いただいた点検評価、そういったところで取組事例として幾つか挙げていただいて、素晴らしい取組だなと思う反面、頂いた資料の点検評価の66ページ、67ページ辺りには、教育委員会の懲戒処分状況、こういったことが明記されておまして、なかなか厳しいなという状況もつぶさに把握できます。

体罰事例につきましても、ここに、体罰が原因で、懲戒処分の状況ということで、取りまとめた表がございますが、学校評価の仕組みを伺った中でも、教員でこういった問題を抱えているケースがあるということが、ここに具体化されているわけですが、先ほど午前中に県立学校における体罰の実態把握について報告を受けたところですが、ちょっと数字的なことで恐縮ですが、実数49校、71人というふうになっていますが、気になるのは、学校数に比べて実人数が多いわけですから、これは、もしかしたら学校においては、複数人いるケースがあるのかなと、そのように想像したわけですが、その辺の状況について把握していらっしゃるば伺っておきたいと思えます。

保健体育課長

71人、49校、これの内訳ですが、3人の体罰があった学校が4校ございます。

4校のうち2校は、課程が全日制と定時制と分かれていた状況です。また、2人の体罰があったという学校が14校ございます。あとは、全て1人1校ということでございます。

高橋（稔）委員

予測したとおり、3人が4校、2人が14校ということなのですが、3人、体罰を行う傾向の方が4校にいらっしゃると伺いますと、邪推かもしれませんが、その学校の雰囲気、校風と言ったら失礼ですね、見逃してしまう、追認してしまう、容認してしまう、言葉が見当たらないぐらいどういうふうに捉まえたらいのか。3人が4校ということは、これはたまたまなのか、どういうふう考えたらいいんでしょうね。

保健体育課長

それで、今お話の点でございますが、1校で複数の教員が体罰を行っているという点につきましては、やはり学校内で、体罰の認識、これが、共有されていないという部分がございます、よって教員間でお互いを監視するという、こういう抑止力が働いていないといったことかと思っております。

今回の体罰調査の目的の一つに、今回の調査を契機にして、学校職員間で体罰に関する議論あるいは認識、これを深めてほしいということがございますので、正にそういった契機になるよう取り組んでいきたいと思っております。

高橋（稔）委員

キャリアの長い先生がやっている、なかなかキャリアの若い先生は指摘しにくいとか、そういう人間関係になってやしないかなと非常に気になるんですが、この7月に向けて体罰根絶に向けたガイドラインが作成されるということなのですが、学校評価もガイドラインがあるわけです。いろいろなガイドラインなのですが、それらがしっかり機能しているかどうか、これが大事なことで、作成して根絶となるものではなかなかないと思うんですが、どういうふうにするんでしょうか。

保健体育課長

これまでもお話し申し上げておりますが、ガイドラインを基に、一つ一つ学校の中で、研修、きちんとした意識付けを行った中で、管理職がリードしていく中、研究していくということが必要かと思っております。

高橋（稔）委員

66ページの体罰原因で、平成24年度、6人の懲戒という事例が明記されているわけですが、こういった点検評価、先ほども出ていましたが、しっかり学校現場の皆さんが、共有化しているかどうかというのが非常に大事なことだと思うんですが、今おっしゃったように、新しいガイドラインも共有化していく、しっかりやっている学校評価ガイドラインに基づいて行っている点検評価、これ自体も共有化していく、こういうことが基本的にできているかどうかというのが、非常に失礼ですが、気になってしまうんですが、学校点検評価の共有化みたいなのはどういうふうなメルクマールと判断すればいいんですか。どこでこれを共有化して

いるかということ判断したらいいんでしょうか。

教育局企画調整担当課長

現実的な部分だけで申しますと、庁内印刷で 1,000 部ほど刷っている中で、必要なところ送付している。また、ホームページでも公表しておりますので、それを見ていただく、現実の部分ではそういうところでございます。

教育局参事監（学校教育担当）

学校評価あるいは体罰のガイドラインをどこで共有化するかということですが、まずは、とにかく学校長がきちっとその内容について各教員にきめ細かく丁寧に教える。それから、学校現場もいろいろございまして、例えばいじめの問題で言うと、今は、いじめを認知した方が、そういう意味では、学校評価としてかなりやっているという、そういう考え方もございますし、逆に体罰については、基本的には根絶する必要があるだろう、そういったことも含めて、全て基本的には学校長を中心とした校内組織的な対応でもって、学校評価しかり、体罰のガイドラインしかり、あるいはいじめに対する取組もしかり、そういった意味では、組織的な学校運営は、校長を中心にして、管理職あるいは総括管理、今そういう組織がございまして、そういったような全体でもってトータルで教育目標がございまして、その教育目標に向けてどうやって学校をつくっていくかということで、教員自ら、全体的なことで、校長のリーダーシップの下に、全体で取り組むということが肝要かというふうに思っております。

高橋（稔）委員

学校長の権限というのは極めて重く大きくて、学校経営そのものの総責任者ですから、学校長がしっかりマネジメントしていただくというのは大前提として、学校長も、場合によっては人事サイクルで、学校評価そのものも、受けない場合もあるわけですよ。全てが学校評価を受ける、毎年度、全校やるわけじゃないですよ。年度年度で限られてやっていくわけですよ。

そうすると、学校評価を受けない学校長が出てきちゃうかな。どういうふうに考えられているんですか。

教育局副局長

学校評価は、実は3段階の評価をしております、一つ目は自己評価ということで、これは、学校自身、教員自身あるいは学校長として、自分の学校の計画、学校目標についての達成度等々を評価している。その上で、次が学校関係者評価ということで、学校評議員を中心として、関係者の方々に評価をいただいて、そういった目で見えていただく評価、ここまでは内部評価ということでございます。

それから、次が、第3のステップが第三者評価ということですが、これは、学校外の方の評価ということで、有識者の方々や直接関係がない方々をお願いしています。この第三者評価につきましては、外部の評価者の方の人数的な問題もございまして、私どもとしては、4年に1回ということで、そういった意味では、例えば校長先生の在任期間ということも考え合わせると、そういう評価についての作業はいたしますが、実際に評価を受ける時点では、既に次の学校に移ってい

るというような可能性はございます。そういった意味では、校長という立場としては受けないというようなことはあります。

高橋（稔）委員

第三者評価は、50校ぐらいつやっっていくから、人事サイクルの関係上、受けない校長先生も出てくるが、法令上の実施義務が伴う自己評価については必ず行う。

気になるのは、学校関係者評価は努力義務になっているわけですね、法令上は。したがって、第三者評価と学校関係者評価、ここがきちり自己評価とともに行われるか否かというのが、これから充実をしていく上で大事なことになってくるかな、この辺の予算づけも大変でしょうが、その辺をしっかりとつけておいていただければ。

指導部長

学校評価というのは、先ほどからお話が出ているとおり、まず内部評価がございいます。それに、学校関係者評価というのが加わり、それらを束ねて学校評価という形で、ここまでは各学校は毎年度やっております。

第三者評価というのは、外部評価ですから、この学校評価とは全然違うところで、3年あるいは4年に一度ずつのペースで行われておりまして、行われた学校は、学校評価の中へそれを取り込んだ形で、その年に報告を県に上げるというような評価システムになっております。

高橋（稔）委員

そうすると、確認しておきますが、第三者評価の今後の進め方について、再度、付け加えて御説明を受けておきたいと思えます。

教育局企画調整担当課長

第三者評価につきましては、平成23年度から4年間で、全ての県立学校で実施する計画で進めております。今年度は、県立学校50校において第三者評価を実施しております。来年度も同程度予定しておりまして、来年度をもって全ての県立学校で実施できることとなります。

高橋（稔）委員

最後に、体罰のことは先ほど伺ったんですが、いじめ110番があるんですよね。体罰については、いじめ110番のところにかかってくるケースがあるのか否かというのが気になってしまうんですが、そういう分析はされているのでしょうか。また、いじめ110番は結構流布していますが、体罰110番となるようなニュアンスで周知が図られているかというのと、それは、聞いたことがないなという気がするんですが、この辺はどうでしょうか。

保健体育課長

体罰の相談窓口ですが、これから開設してまいります。実際、今、私どもの方に、大阪の事案を受けた以降、随分と訴えがございいます、これは電話ですが。そうした背景の中で、今後、新しく設置する窓口、これが機能していくんではないか、そのように思っているところです。

高橋（稔）委員

学校点検評価の 17 ページには、いじめ 110 番の不登校ホットライン、電話相談の実施ということで、いじめ 110 番の 1,667 件実施ということも記載されておりますが、こういった件数把握は大事なことなんです、ここからどうやってこの事案に対処していったかどうか。もちろん個人情報関係もありますから、つぶさに出せないものがありますが、どうこれに対応したかというのが、実績として把握できないかなと。

例えば、年度は分かりませんが、湯河原のお子さんが、いじめ 110 番に電話をしていたか否か分かりませんが、もしこのいじめ 110 番に電話があったら、どういうふうに展開されていったかなということを考えますと、このいじめ 110 番の 1,667 件でございますということで、もう少し何か展開手法があつていいのではないかなというふうに思うんですが、そういう工夫、学校評価、点検の在り方、これについてはどういうふうに御見解をお持ちでしょうか。

支援部長兼子ども教育支援課長

いじめ 110 番につきましては、現在も、重篤な場合、電話を受けた方が、大変緊急性を感じる場合には、お子さんとのやりとりの中で、当該市等、具体的に分かる部分については、教育委員会と連携をとりながら即対応する。また、なかなかそういうことが分からない場合も、実はあります。そういうところでは、お子さんから聞き取った状況の中で、ある程度のところと連携しながら、該当するような学校に聞き取った内容を伝えながら、対象者を絞っていく等々、具体的には、受け取った段階での対応はさせていただいています。ですから、単にいじめ 110 番で何件ありましたという件数だけではなくて、具体の状況に応じて、緊急度が高ければ、即対応しているという状況です。

ですから、今後の中でも、そういう連携をとりながら、また国の 110 番もございまして、それも神奈川県ということで限定されれば神奈川の方に回ってまいりますので、それらの情報をきちんと整理しながら、具体的な対応につなげていくというのは、我々としても非常に重要な対応の一つというふうに捉えさせていただいております。

高橋（稔）委員

最後にしますが、先日、いじめ防止対策推進法案が可決成立いたしましたし、やはりこれは、国を挙げて、法制定してまで取り組んでいこうという動き、これを本県も機敏にキャッチして、この取組の中にどう反映させていくかというのが大きな課題だというふうに思います。

この法制定を受けて、今後、何をどう変えていくのか、どう具体に取り組んでいこうとされるのか、最後に確認させていただきたいと思います。

支援部長兼子ども教育支援課長

いじめ防止対策推進法案、この中には、学校の設置者及び学校が講ずべき基本的な施策、そして学校がやらなければならないこと、例えば具体的には、複数の教員、心理福祉士等専門家その他の関係者により構成される組織を置くこととい

うふうに具体的に明記されています。

設置者等がやるものとしては、道徳教育の充実等、周辺の部分でございます。要は、子供たちの命を守って、学校が、健全な教育がなされる場であることは、我々が保証していかなきゃならないことを改めてこれで明示されたというふうに捉えております。

したがって、これらのことを今後、本県の中で取組を具体化させていく方向で、十分関係機関とも連携をとりながら、着実に進めてまいりたいと考えております。

高橋（稔）委員

この件につきましては、これから法制定を受けて、しっかり委員会でもう少し微に入り細に入り議論させていただければということをお願い申し上げまして終わります。